

新宿区教育委員会会議録

平成25年第3回定例会

平成25年3月1日

新宿区教育委員会

平成25年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成25年3月1日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時44分

場 所 本庁舎6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	菊 池 俊 之	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	今 野 雅 裕
教 育 長	酒 井 敏 男		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘
統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子		

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 査 査	安 川 正 紀
教育調整課管理係	高 橋 和 孝	調 整 主	

議事日程

議案

日程第1 第15号議案 教育財産の用途廃止の一部変更について

日程第2 第16号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会
教育長が臨時代理をした件の承認について

報告

- 1 平成25年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 平成24年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰審査結果について
(教育支援課長)
- 3 教育財産の使用許可について (学校運営課長)
- 4 平成25年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて (学校運営課長)
- 5 特別支援学級（院内学級）の開設について (学校運営課長)
- 6 震災時の児童・生徒の留置きに伴う備蓄物資の整備について (学校運営課長)
- 7 その他

◎ 開 会

○菊池委員長 ただいまから平成25年新宿区教育委員会第3回定例会を開会します。

本日の会議には、松尾委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いします。

◎ 第15号議案 教育財産の用途廃止の一部変更について

◎ 第16号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会
教育長が臨時代理をした件の承認について

○菊池委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第15号議案 教育財産の用途廃止の一部変更について」、「日程第2 第16号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件の承認について」を議題とします。

説明を、教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、まず初めに、「第15号議案 教育財産の用途廃止の一部変更について」、説明をさせていただきます。

裏面をご覧ください。1に「用途廃止議決済物件等の内容」という記載がございますが、この物件に関しましては、2月1日の定例会におきまして、余丁町小学校前の道路の拡幅に伴う東京都への売却ということで議決をいただいていたものでございますが、2月20日になりまして東京都から、再測量の結果、面積の変更ということで再提示がございました。その結果、土地の面積が563.93平方メートルから563.95平方メートルに変更になったことから、本日再び議決をお願いするものでございます。対象となる場所自体は、変更がございません。

3の変更理由でございます。用途の廃止の理由は、これまでどおり東京都市計画道路・幹線街路放射第25号線の整備に伴う売却のためですが、東京都からの再提示の結果、売却の対象となる土地の面積に変更があったためということでございます。

続きまして、「第16号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件の承認について」でございます。

議案の裏面をご覧ください。

臨時代理を行った事務でございますが、新宿区長から意見の聴取を受けた、平成25年第1

回新宿区議会定例会に提出する議案（新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）について、新宿区教育委員会の意見として、異議がない旨、回答をいたしました。

2、臨時代理を行った日ですが、平成25年2月21日です。

3、臨時代理の必要性でございますが、新宿区では、職員の退職手当について平成25年4月1日から見直しをするため、新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、平成25年第1回新宿区議会定例会に提案する予定で準備を進めておりました。当該条例の対象職員には、教育委員会が任命権者である幼稚園教育職員が含まれております。

職員の退職手当については、勤務条件の変更に当たりまして、新宿区長は新宿区職員労働組合との交渉を行っておりました。改正内容について労働組合と合意がなされたのが2月14日の夜となりました。新宿区長が教育委員会に意見の聴取を行ったのは、平成25年2月18日でした。

一方、平成25年第1回新宿区議会定例会に提出する案件は、新宿区議会議長宛てに平成25年2月22日に送付予定だったため、前日の平成25年2月21日までに教育委員会の意見を回答することが求められました。

この間、新宿区教育委員会を招集するいとまがなく、したがって、新宿区教育委員会臨時代理に関する規則第2条第1号の規定に基づきまして、臨時代理を行う必要性があったものでございます。

給料に関するものについては、組合との合意が既になされておりましたので、1月27日の臨時会で議決をいただき、既に回答をしていたものでございます。退職手当だけが今回、別になったということでございます。

4の新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の内容については、以下、別紙のとおりでございます。

(1)が「退職手当の基本額」ということで、普通退職の場合、定年退職の場合、ございますが、それぞれ最高支給率を減ずるとともに、勤続期間に応じた1年当たりの支給割合を減じているものでございます。

(2)が「退職手当の調整額」ということで、職責等に応じた1年当たりの調整額ポイントをこの表のとおり改めるというものでございます。

次のページをご覧ください。施行日は、平成25年4月1日です。

経過措置といたしまして、平成25年度及び平成26年度の各年度において、退職手当の基本額については段階的な引き下げを、退職手当の調整額については段階的な引き上げを行うた

めの激変緩和措置を設けるというものでございます。

表面に戻っていただきまして、提案理由ですが、新宿区教育委員会教育長が、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第2条第1号の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務について臨時代理を行ったことから、規則第3条第1項の規定に基づき、承認を求めるためでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○菊池委員長 説明が終わりました。

第15号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

[発言する者なし]

○菊池委員長 ございませんね。ちょっとした計測の差によるものだとということで、別に問題ないと思います。

では、第15号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第15号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第16号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

いかがでしょうか。かなり減額されているようですけれども、組合と妥結したということではありますが、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。減額ということなので、余り問題にならないということでしょうか。

○教育長 この間の組合との交渉は、減額することに対して、もう一方の調整額のところで、要するに職歴加算をどの程度見込んでいくのかというところで、かなり具体的な交渉が持たれたようです。夜ということですが、真夜中というか、明け方までの交渉という結果になっておりますけれども、一応こういう形で決着がついたということです。

○菊池委員長 調整をすることによって、激変は抑えているということでしょうか。

○教育長 激変は緩和するということをやっていますけれども、調整額は、苦勞の多い職の人のところにはやはりある程度その職責に見合った退職手当を出しましょうというところで、その具体的な数字でかなり話し合いが難航したというように聞いております。

○羽原委員 組合は、係長以下ですか。

○教育長 そうです。なおかつ、組合に入るか入らないかは自由です。

○菊池委員長 ほかに、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第16号議案を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第16号議案は、原案のとおり承認いたしました。

○菊池委員長 以上で、本日の議事は終了いたしました。

- ◆ 報告1 平成25年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
- ◆ 報告2 平成24年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰審査結果について
- ◆ 報告3 教育財産の使用許可について
- ◆ 報告4 平成25年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて
- ◆ 報告5 特別支援学級（院内学級）の開設について
- ◆ 報告6 震災時の児童・生徒の留置きに伴う備蓄物資の整備について
- ◆ 報告7 その他

○菊池委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告6について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

○次長 それでは、報告1でございます。平成25年第1回区議会定例会における代表質問等の答弁要旨ということでございます。

まず、自由民主党新宿区議会議員団代表質問でございます。深沢議員の御質問で、「区立幼稚園のあり方の見直し方針（案）」についてというところでございます。

(1)のところでは、子ども・子育て関連3法、これは昨年8月10日に可決成立しているわけですが、私どもの方針案の説明との関係を聞かれてございます。

(2)といたしましては、実施計画のローリングの内容について、教育委員会に対し、いつ、どのように報告されたか。

(3)のところでは、現在、教育委員会におけるこの見直し方針（案）の取り扱いはどのような位置づけなのか。

(4)では、子ども・子育て関連3法における幼稚園との関連を聞かれてございます。

(5)は、3歳児保育、あるいは延長保育の問題についてでございます。

答弁でございますが、まず(1)につきましては、ここは読ませさせていただきます。

区立幼稚園のあり方の見直しについては、教育効果を高めるための集団規模と効果的な幼稚園運営を実現するための適正な園数の検討を行い、昨年8月に方針（案）として決定し、その後、保護者や地域等へ説明を行ってきた。一方、昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法の趣旨は、子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とするものであり、方針（案）の方向性と同じであったため、その動向を注視することとした。その後、10月に東京都が区市町村に対して行った説明会において、子育て支援サービスのニーズ調査や子ども・子育て支援事業計画の策定についての全体像が明らかになり、平成25年度からニーズ調査を開始し、幼児期の学校教育の需要量見込みについて、保育需要とともに、子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととなった。

この調査につきましては、就学前の保育・教育サービスを一体的に行う基礎となるものであり、あり方の見直しを進めるに当たっては、その結果を十分考慮した上で決定する必要があると、こういう判断に基づいてローリングを行ったとお答えしてございます。

(2) の教育委員会への報告の部分につきましては、2月1日の定例会におきまして、平成25年度予算の意見聴取をする際、報告したとしてございます。

(3) のところでは、説明会でさまざまな意見をいただいております、そういった検証を行う必要があると考えているということを前提といたしまして、今後もその検証結果、あるいは子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえて検討を行っていくといったようなところでございます。

それと、(4) の部分につきましては、子ども・子育て関連3法の施行により、幼稚園、保育所及び認定こども園に対する国の子ども・子育て支援関連の制度・財源が一本化されるということで、区においても、就学前の保育・教育環境の整備について一体的に検討を進める必要があると考えているというところでございます。

3歳児学級の設置や延長保育につきましては、私立幼稚園協議会と意見交換を行いながら、就学前の保育環境の整備を、区立幼稚園のあり方も含めまして検討を進めていくというお答えでございます。

次に、一般質問、佐原議員の御質問でございます。

2点ございまして、オリンピックの招致についてと体罰問題についてでございます。

とりわけ体罰問題につきましては、(1) のところでは、全議員に配付された「新宿区立小中学校の体罰に係る処分・措置状況について」という資料の中で、5年間の状況として、2件の措置があったと、この扱いについて。

それと、(2)のところでは、このたびの体罰問題などの報道を受けて、教職員に過度の委縮が起きていないかというようなところを問われてございます。

3ページ、答弁でございます。

まず、(1)のところでは、職員の義務違反に対しては減給等の懲戒処分と、将来に向け注意を与える意味で、文書訓告、あるいは口頭注意などの措置を行う場合がある。

それで、過去5年間の2件の措置については服務事故として東京都教育委員会に報告し、区の教育委員会としては、教育長による口頭注意を行ったということでございます。

(2)の委縮の部分につきましては、子どもを指導する際には、正面から向き合い毅然とした姿勢で厳しく叱ることと体罰とは全く異なるものということを前提といたしまして、体罰問題が取り上げられることによって教員の指導が委縮する、こういったことにはつながらないと答えさせていただきます。

次に、新宿区議会公明党代表質問、有馬議員の御質問でございます。

有馬議員も2点ございまして、学校施設の非構造部材の耐震化と、2番目といたしましては、区立幼稚園のあり方の見直しの再検討ということでございます。

とりわけ1番の学校施設の非構造部材の耐震化につきましては、国が予算化しているので、区としても早急に非構造部材の耐震化を進めるべきというのが1点目。

2点目が、早急に取り組める具体的な対応はあるかというようなところでございます。

4ページにまいりまして、教育長答弁でございます。

まず、(1)の部分につきましては、今後、国で示されます新しく設置される耐震基準、それに伴う予算措置について、国や都の動向を注視しながら対策に取り組んでいく。

(2)は、国が示しました6メートル以上の高さにある200平米以上の吊り天井を対象に、天井落下対策に係る技術基準を国が原案を示しているわけでございますが、新宿区には2校、3カ所が該当してございまして、こういった箇所につきましては、吊り天井の撤去あるいは補強などを早急に取り組んでいきたいというお答えでございます。

次に、5ページ、日本共産党新宿区議会議員団でございます。代表質問、あざみ議員の御質問でございます。

待機児童解消と第二次実行計画ローリングということでございます。ここにつきましては、先ほどの自民党の答弁と同趣旨のものでございますので、省略させていただきます。

次に、一般質問の沢田議員でございます。

体罰の根絶と大津市のいじめに関する第三者調査委員会の調査報告書における提言につい

てということで、まず、体罰についての教育委員会としての認識と根絶のための取り組み。

2点目が、先ほど言った5年間で2件の措置が行われたということだが、それ以外に情報提供あるいは相談は年間に何件ぐらいあったかというようなところ。

3点目が、現在行っている調査、調査結果をどのように公表し、体罰があった場合はどのように対応するつもりか。また、早急な対応で再発防止を徹底する必要があるのではないかということ。それと、大津市がまとめました第三者調査委員会の報告書、これについてということでございます。

答弁でございます。

まず、(1)のところにつきましては、体罰は学校教育法で明確に禁止されており、子どもを深く傷つける人権侵害の行為で、教員が決して行ってはならないものと認識しているというようなところ。

(2)のところでは、年間件数ということですが、今年度、1月末まで体罰と認められるものはないが、教員の言葉の使い方など指導が不適切であるという情報は7件寄せられているといったようなところ。

また、(3)のところでは、体罰についてということで報道機関の世論調査を引きまして、体罰を「一切認めるべきではない」との回答が5割を超える一方で、「一定の範囲では認めてもよい」、こういった回答が4割を占めるなど、社会全体にも一部体罰を容認する風潮があったことは否めないということを前提といたしまして、教育委員会としても改めて、学校を含めた社会全体で、体罰は法律で禁止されている人権侵害の行為であるという意味を徹底することの重要性を認識したというようなところでお答えしてございます。

(4)のところでは、体罰の防止に向けてということで、体罰にかかわる設問、これをふれあい月間の調査項目に追加し実施するとともに、保護者に周知し、継続的な実態把握の取り組みとして実施するというようなところ。また、新宿子どもほっとライン、あるいは教育相談室、あるいは指導課の連絡先、こういったものを周知しているということです。

今後はというところでは、継続的な教員の指導の点検と、子ども・保護者が相談できる体制の整備を進めることで体罰の防止に努めていくといったようなところでございます。

7ページにまいりまして、民主・無所属クラブ、平間議員の代表質問でございます。

放課後等学習支援及び放課後子どもひろばについてということでございます。

まず、1点目が、放課後等学習支援の対象となる児童、これは具体的にどのような児童を対象とするか、また基準があるのかといったようなところ。

(2) といったしましては、放課後学習支援の時間数の拡充についてどう考えているか。

また、(3) のところでは、放課後子どもひろばは子ども家庭部の所管になってございますが、こういったものは連携して事業を実施する必要があるというようなところでございます。

8 ページにまいりまして、教育長答弁でございます。

まず、(1) のところでは、対象とするのは「授業時間だけでは、学習内容が十分理解できない児童」、あるいは「学習に対し苦手意識のある児童」、「学習に意欲的に取り組めない児童」、こういった者が対象であるというようなところを案内文に周知いたしまして、保護者の希望によって参加申し込みを受け付けているといったようなところでございます。

(2) につきましては、下から3行目ぐらいです。時間数の拡充についてはということで、児童の学習への集中力から、1回の学習時間は現在の60分から90分が適当であるということでございます。また、回数につきましても、これまでの実績を踏まえつつ、対象となる児童の実態、あるいは保護者の意識などを考慮しながら検討していくとお答えしてございます。

(3) のところでは、放課後等学習支援、また放課後こどもひろば、この両事業につきましては、同一小学校内において同じ年齢の子どもを対象にしている事業ということで、相互の連携・協力は不可欠であると考えているということでございます。

次に、志田議員の一般質問、学校のトイレの環境整備ということで2点ございまして、1点が、25年度に予定している小・中学校6校が洋式化されると洋式化率はどれぐらいになるかということと、26年度に6割を洋式化すると目標を掲げているが、その目標の見通しはどうかといったようなところなんです。

また、学校のトイレ清掃の現状と、教育委員会の見解ということでございます。

1点目の洋式化率等につきましては、25年に6校の洋式化工事が完了すると洋式化率は56.26%、また、26年度に残り7校を予定してございまして、これが完了すると目標の6割に達するというところでございます。

2点目のトイレ清掃の部分につきましては、トイレ清掃については衛生面、あるいは安全面に懸念があり、小学校では薬品を使った本格的な清掃を児童に行わせることは難しいのが現状である。

ただ、一方、中学校では、自分たちの手で身の回りの環境を整えることにより公共心を養う活動の一つとして、生徒が簡易なトイレ清掃を行っている。トイレ清掃に限らず、自ら環境を整えようという気持ちや、身の回りの環境を整えてくれる人に感謝する気持ちを育むこ

とは、大変意義深いものであると考えているという認識を示してございます。

最後になりますが、新宿区議会花マルクラブ、なす議員の代表質問でございます。

教育政策の基本方針及び区立幼稚園の廃園問題ということでございます。

(1) では、新しく教育長になられました教育長の感想、(2) では教育長自身が改革が必要であると感じていること、また、ほかの自治体と比較して誇りに思うこと。

(3) では、区立幼稚園をなくすことについて、どう考えているか。

また、(4) では、給食、預かり保育を実施すべきというようなところ。

(5) で、幼稚園廃園問題に関してということでございます。

(2) の改革が必要、あるいは誇れるところという部分につきましては、まず、改革が必要な部分につきましては特別支援教育を。10ページにまいりまして、誇りに思うことといたしましては、新宿区独自の学校の情報化を挙げてございます。

(3) のところでは、下から3行目でございますが、昨年8月に発表した「あり方の見直し方針(案)」においても、存続とした園については全て3歳児保育を実施し、当分の間、安定的な運営を見届けた上で、その後の方針を決定していくとしております。

(5) のところでは、区立幼稚園のあり方についてはということで、先ほども若干触れましたが、最後の3行目でございます、「引き続き検討を進めていく。今後は、保護者や地域の皆様などと、区立幼稚園の現状、課題及び今後の方向性などについて広く議論する場を設定し、その中で区民との合意形成に努めていく。」という内容になってございます。

以上です。

○教育支援課長 それでは、「報告2 平成24年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰審査結果について」です。

本日はご報告いたします内容は、各小・中学校から推薦がありました表彰候補者の中から、その功績や業績が顕著で表彰が適当であると決定した団体2件、個人4件でございます。

まず、団体の部ですが、1組目は新宿区立牛込第三中学校吹奏楽部で、今年の夏に行われた社団法人全日本吹奏楽連盟主催の第52回東京都中学校吹奏楽コンクールにおきまして、東日本部門「金賞」を受賞、そして、第46回東京都中学校アンサンブルコンテストで木管八重奏で「銀賞」、管楽八重奏で「銅賞」を取るとともに、区内でさまざまなイベントにも参加し、地域に貢献したことによるものでございます。これで、牛込第三中学校の吹奏楽部は、この幼児・児童・生徒表彰を6年連続の受賞ということでございます。

2組目は、新宿区立四谷中学校家庭部です。こちらは、昨年11月に開催された全日本中学

校技術・家庭科研究会主催の第10回中学生創造ものづくりフェア in Tokyo「あなたのためのおべんとうコンクール」におきまして第1位、及び同コンクール各都道府県代表グループによる第13回全国中学生創造ものづくり教育フェア「あなたのためのおべんとうコンクール」で第1位、文部科学大臣賞を受賞したことによるものでございます。四谷中学校の家庭部も、これで、幼児・児童・生徒表彰を3年連続の受賞ということになります。

続きまして、個人の部です。

まず、1人目は、新宿区立落合第三小学校6年生の藤鷹裕大さんです。藤鷹さんは、昨年5月に開催された公益財団法人全日本柔道連盟主催の全国少年柔道大会において、参加者240名中、上位10名に与えられる技術優秀賞を受賞するとともに、数々の少年柔道大会の団体戦で優秀な成績をおさめたことによるものです。

2人目は、新宿区立西戸山小学校1年生の森川聡介さんです。森川さんは、国土交通省主催で、全国の小学1年生から6年生を対象とした平成24年度国土交通に関する図画コンクールにおいて、各学年で1点だけ選ばれる国土交通大臣賞を小学校1年生の部で受賞したものであります。ちなみに、作品のテーマは、「僕と弟が働く『えんの街』駅」でございました。

3人目は、新宿区立牛込第三中学校1年生の加藤有希乃さんです。加藤さんは、昨年8月に開催されました、社団法人全日本ピアノ指導者協会主催の第36回ピティナ・ピアノコンペティションコンクール全国区決勝大会において、上位23人が選ばれるベスト23賞を受賞したことによるものです。なお、加藤さんは、昨年度も第1回日本ベートーベンコンクール全国大会、小学校5・6年生の部で第1位ということで、個人としては小学校6年のときと中学校1年のときということで、連続の受賞になります。

4人目は、新宿区立落合第二中学校1年生の大谷咲紀さんです。大谷さんは、昨年1月に開催されました、東京ピアノコンクール審査委員会主催の第3回東京ピアノコンクールにおいて審査員特別賞、そして、先ほどの加藤さんと同様の社団法人全日本ピアノ指導者協会主催の第36回ピティナ・ピアノコンペティションコンクール、こちらは東日本大会ですが、奨励賞を受賞されたことによるものです。

以上、個人は小学生2名、中学生2名です。

なお、今回の表彰団体並びに個人につきましては、3月12日に表彰式を行うとともに、表彰結果につきましては、教育委員会のホームページ並びに4月25日号の「しんじゅくの教育」に掲載を予定しております。

報告は以上です。

○学校運営課長 それでは、報告の3でございます。「教育財産の使用許可」でございます。

2枚目の図面等もあわせてご覧ください。

申請者でございますが、学校法人早稲田大学でございます。

これにつきましては、早稲田大学が平成23年度から25年度までの予定で理工学術院の低層棟、図面を見ますとわかりますが、その52号棟、53号棟、54号棟の耐震工事を施工するという計画がございます。これを施工するにつきましては、施工中の大教室について理工学術院内での仮教室の確保が困難となったため、新宿区に道を挟んだ隣の旧新宿区立戸山中学校の土地を貸していただきたいという申し出があったところから始まったものでございます。

物件の表示は、そこがございますように旧新宿区立戸山中学校でございます。所在地は、東京都新宿区大久保3丁目170番187、170番25。それから、使用部分は土地の一部ということで、2,212.48平米ということでございます。

使用目的は、仮設建築物（西早稲田キャンパス）の設置ということでございます。

使用許可期間が、平成25年4月1日から平成26年4月30日まで。

使用料につきましては、総額2,586万5,151円でございます。

許可の背景につきましては、繰り返しになりますが、早稲田大学は、西早稲田キャンパスの耐震補強工事実施に伴う仮教室確保が困難な状況にあり、仮校舎建設用地として旧戸山中の使用許可申請があったためでございます。

仮校舎の概要は、プレハブ3階建て、収容人員1,836人、延床面積3,223.39平米でございます。

以上が、報告3でございます。

続きまして、「報告4 平成25年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて」でございます。

繰上げに当たっての基準でございますが、中学1年の35人学級の導入を踏まえまして、入学式までの間に転入者があっても定員を超えない数を想定をし、1学級33名としてございます。それが、表の受入上限数のところの基礎数字となっております。そのため、牛込一中、落合中は3学級99名、新宿西戸山中は4学級132名といたしました。

今回、繰上げ状況は学校ごとに異なっております。牛込一中は一部繰上げ、落合中は全員繰上げ、新宿西戸山中は繰上げなしとなっております。

具体的には、牛込一中は、11月が抽選時でございますが、このときは補欠が51名ございました。基準日の2月15日時点では、そこがございますように補欠登録者は41名となつてご

ざいまして、受入基準99人に対して、その時点での受入、入学予定者も95人ございましたので、4人を繰り上げて、繰り上がらなかった37名は指定校への入学となっております。

落合中でございます。落合中につきましては、11月の抽選時は補欠となった者が23名でございましたが、繰上げ基準日の2月15日、その表にもございますように20名となっております。受入99名に対して、その時点での入学予定者が78名でございますので、20名全員を繰り上げるということとしたものでございます。

新宿西戸山中でございます。11月の抽選時に補欠となった者が19名。繰上げ基準日の2月15日時点では11名となっております。しかしながら、受入基準132名に対しまして、その時点での受入予定者が147人と、受け入れ上限数をもう上回っておりますので繰上げができません。したがって、繰り上がらなかった11名は指定校へ入学ということになってございます。

続きまして、報告5「特別支援学級（院内学級）の開設について」でございます。

これにつきましては、東京女子医科大学病院の中に院内学級の場所を確保して設置するものでございます。この東京女子医科大学病院は日本を代表する特定機能病院で、特に脳腫瘍や腎疾患、心疾患などで高度な医療を必要とする子どもたちが全国から集まってくるということでございます。これらの子どもたちが置かれている状況は、長期入院が想定されておられまして、学習の遅れのみならず、社会性の維持や退院後の復学に向けた支援の改善が求められています。

同病院では、以前から病院内での教育支援体制整備に向けて取り組んできたというところでございますが、新宿区といたしましても、この長期入院中の子どもたちの学習保障の観点から同病院と院内学級の設置について協議を行ってきたところでございます。

これまで新宿区では、長期入院のお子さまにつきましては新宿区立新宿養護学校の訪問学級で対応してきてございますが、今回設置する院内学級につきましては、この制度とあわせまして、新宿区内で長期入院をしている子どもたちの教育の充実に貢献するものであると考えております。

特別支援学級（院内学級）の要旨でございますが、特別支援学級「病弱」でございます。これは、4月1日時点での在籍者数が基準となっております。東京都への学級編制の届け出により、教員が配置されるものでございます。定員は1学級8名を現在想定をしております、小学校について設置をするということで、現時点で在籍者は予定を病院では今、3名程度と考えてございますので、現時点では成立するものというふうと考えてございます。

設置学校は、新宿区立余丁町小学校でございます。実施場所は、東京女子医科大学病院内の第1病棟3階の教室を使って行うものでございます。

開設日は平成25年4月1日。

対象者といたしましては、東京女子医科大学病院の長期入院児童でございます。

手続でございますけれども、保護者の申請に基づきまして、区域外就学による転学手続により実施を行います。

今後の予定でございますが、4月の開設に向けまして、設備環境の整備、それから保護者への周知。保護者への周知につきましては、次の資料にパンフレットをつけてございます。こういったパンフレット等を病院内等で配布する等によりまして、周知を図っていくということでございます。

それから、連携体制ということで、今後、余丁町小学校、それから東京女子医科大学病院及び新宿区教育委員会事務局において、連携体制を整備していくといったものでございます。

以上が、報告5の院内学級でございます。

続きまして、報告6「震災時の児童・生徒の留置きに伴う備蓄物資の整備について」というものでございます。

これは、東日本大震災以降、区では児童・生徒が学校にいる時間帯に災害が起きた場合を想定いたしまして、児童・生徒を留め置き、保護するとともに、保護者の引き取りにより下校することをルール化してございます。

また、平成25年4月施行の東京都帰宅困難者対策条例では、一斉帰宅の抑制策の一つとして、学校の施設管理者が、児童・生徒の施設における安全確保のために必要な措置を講じることが努力義務として盛り込まれてございます。

こういった背景に基づきまして、発災時に学校は地域の防災拠点として避難所となります。したがって、そこでの避難所としての備蓄物資はこれまでも備えてきたわけですが、生徒の留置き用として特化した備蓄を今回行うものでございます。

備蓄内容は、その表のとおり、品目はビスケット、備蓄用飲料水、LEDランタン、毛布、アルミマットということで、内容としましては1人当たりの数量が表示してございます。

納入日程につきましては、3月、今月の21日・22日を予定をしております。

留置き数の想定ということでございますが、これは全員分ということではなくて、そこにございますように、保護者が日中在宅ではなくて、いずれも区外に勤務地がありという場合、それから学童クラブの利用割合、そういったものを勘案して、約1割程度の数量ということ

になってございます。

以上が報告でございます。

○菊池委員長 説明が終わりました。

まず、報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○今野委員 議会での議論の様子が出ていたわけですが、各議員とも幼稚園の問題について非常に関心が高いということでございます。

我々としてもこれから検討していくわけですが、大きな方針としては、幼稚園だけではなくて保育園あるいはこども園等、幅広い範囲の中で、それから地域の具体的なニーズなども踏まえながら総合的に検討するということになっておりますので、議会のそういう議論を受けて、しっかりと検討していく必要があるなということを感じました。

そのときにいろいろ考えなければいけないわけですが、私としては1つ、最近欧米でのかなり長期にわたる幼児教育の成果についての調査研究が随分出てきています。それによると、良質な幼児教育を、保育も含めてですが、受けた子どもは、そうでない子どもに比べていろいろな大きなメリット、成果がある。

1つは、幼児期の教育の成果が高いということと、学校に入って以降、学校教育の中での成長が非常に大きい。さらに、社会に出てからも、高い賃金につくケースが多い。それから、反社会的な活動も非常に少ないというようなことから、個人にとっても社会にとっても非常に効果のある大切な投資だというような結論になって、多くの国で幼児教育について予算をかけて、いいものにしていこうというような傾向にあるようです。

日本の場合には、幼児の数が減っていくということもありますので、経営上の効率的な問題、税金ですから十分に考えていかなければいけないのは当然ですが、あわせて、そういう幼児教育の必要性というものもバランスよく考えながら、総合的にしっかり検討していかなければいけないなと感じたところでございます。

それから、答弁の中でも触れておりますけれども、今後の対応として、保護者とか地域の人たちときちんと相談、協議するような場を設けていきたいと、合意形成に努めていくというようなことがありますけれども、これも手続的に大切なことかなと思います。

教育委員会のほうで、でき上がった計画を、これででき上がりましたよということで説明する、最終的にはそうなると思いますけれども、その前段階で、適宜、必要なときに必要な情報提供をしながら実質的に議論をして計画をつくっていくというようなことも、ぜひ必要ではないのかなと思いました。

以上でございます。

○菊池委員長 今回の御意見に対して、次長、いかがでしょうか。

○次長 外国の調査結果を踏まえての御意見でございます。今回の子ども・子育て3法の趣旨というのは、まさしく今、委員のおっしゃったようなところにあると私どもは認識しております。

それで、手続的には区民の声をということで、とりわけ一番最後に委員がおっしゃいました、固まってからお示しするというよりも、その過程の中で、区民、保護者、あるいは地域の方々の御意見を聞くようなステージがやはり必要だと、私どもも考えてございますので、そういったところは、今回の一定の検討の中で十分にしていきたいというように考えてございます。

○羽原委員 今日は言うつもりはなかったのですが、今野委員からお話があったので、確認というか申し上げておきたいのは、昨年、幼稚園の廃園問題というか、こども園の具体化策、何度か保護者たち、地域の声も聞いたわけですが、その中で、やはり子ども・子育て3法ができて、なおかつ地元からああいう多くの意見が出てきた中で、教育委員会としての非常に狭い対応があったと、僕は現場を見ていて感じたということはもう既に何度かお話ししたことです。この機会に昨年度の反省をもとにして、やはりこども園・幼稚園・保育園、少なくとも行政的に3者が一体化するような形で地域の説明に当たる、あるいは構想の練り方、これ自体もいろいろ問題があるわけですが、やはり教育委員会という立場だけでこの問題を扱ってきたことが、昨年の成功に至らなかった結果だと僕は思います。

それから、また、長期戦略というものが少し欠けていたこととか、教育と福祉の中身については、これは僕はそれほど違わないし、実績があることだし、保育士あるいは保育園の先生方のレベルも決して否定するのではないですが、しかし、行政の取り組みとして、区民へのアプローチの仕方としては非常に小さい、狭いかかわり方をした。ここに、昨年の反省があったと思います。

ちょうど3法ができ、それからまた新しい角度でということですから、昨年のあくまでも強い反省として持って、新しい取り組みで、教育委員会が前面に出て地域に説明することもいいですが、それ以上に区全体、教育委員会あるいは福祉関係、もっと区総体の仕組みをつくってこの問題に臨んでほしい。これを、毎回ですが、今回またちょっと申し上げておきたいと思います。要望です。

○学校運営課長 今回の子ども・子育て関連3法の仕組みの中で、教育委員会のみならず、こ

ども園、あるいは保育所も含んだ区全体の、就学前の子育ての状況、今後の計画等に対する区民との接点と申しますか、そういった場として、「子ども・子育て会議」というものを、国はつくりなさいと言ってございます。同じ名称になるかどうかはわかりませんが、そういった接点の場というのも念頭に今後、教育委員会と、それから保育所とこども園を所管しております子ども家庭部と連携しながら、制度構築に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

○羽原委員 それで構わないと思いますが、せっかく新宿区の場合はこども園のスタートも比較的早い方向で進んでいるわけですから、新しくまた会議をやってもう一回たたくことは必要だけでも、余り間延びのしないような行政を進めていただきたい。ピッチを上げてやってほしい。年間計画なんて、そういう悠長なことは言っていただけないと思います。

つまり、待機児童がこれだけ足立にしても杉並にしても問題になっている。新宿区も、できれば御報告いただきたいですが、そういう本当に1年、2年という期間が非常に親たちにとっては重要です。抽象的な美辞麗句で作文をして乗り越えていこうという時代ではない。もっと切迫したニーズがある。それに十分応えられる時間の短縮、こういうものをもうちょっと考えていかないと、少なくとも歓迎されないという結果になると思います。それから、また、問題を難しくするということになるので、ぜひその点、御配慮いただきたい。この旨は、福祉関係のほうにも、つまりこども園なり保育所のほうの関係者にも、ぜひ伝えていただきたい。

教育委員会は、ちゃんとやっている。ちゃんとやっているけれども、その仕組み自体、取り組み方に基本的な問題があるということを、僕はぜひ申し上げたいと思っております。

これは、特に回答も要りません。ただ、待機児童について、今の状況を掌握されて、こうしたいというようなことがありましたら、お話しください。

○次長 待機児につきましては、今回の本定例会におきましてもかなり多くの質問が出てございましたので、正直申しまして、喫緊の課題として区の最重要課題というように捉えております。

先ほどの幼稚園の話に戻りますと、羽原委員御指摘の区全体でという話の中では、今回の子ども・子育て3法の検討については、次世代育成支援計画、これの一部として盛り込んでいくという話になりますので、まさしく福祉部、子ども家庭部のみならず、全庁的な対応として取り組んでいくという予定でございます。ただ、具体的に動くのは、やはり子ども家庭部と教育委員会の中で検討という話になろうと思います。

それらも含めて、待機児童の解消も含めてピッチを上げてという話も一方でございますので、その辺は十分留意して、双方、取り組んでいきたいというように考えております。

○菊池委員長 ほかに、御質問、御意見ございますか。

○白井委員 放課後子どもひろばの件ですけれども、前回、所管が違うというようなお話があったものですから、お互いに連携としてはどうなっているのですかという御質問をしたところ、きちんと月1回ですか、会合を持って情報交換をしているというお話があったので、その会議の内容は、どういう形のお話がされているのかということがまず1点。

それから、第2点として、子どもを教育面から見るだけが教育委員会の所管ではないと思うので、やはり生活まで含めた全ての点を把握した上で、どのような教育が必要かということを考えなくてはいけないと思うので、そういう視点に立って、子ども家庭部と教育委員会としては、どういうスタンスで放課後の子どもの居場所づくりを考えているのかという点について、お聞きします。

○教育調整課長 先ほどの月1回の会合と申しますのは、放課後子どもひろばということではなくて、教育委員会と子ども家庭部の連絡会ということで開催してございますので、その都度いろいろなところから情報は入ってきますけれども、きちんと両方の管理職がそろって情報交換したり協議をしたほうがいいと思う議題をその都度両部から挙げまして、話し合い等を行っているというものでございますが、何と何をというところは今ちょっと申し上げられませんが、例えば予算の時期であれば、こういうものを今新しい事業として考えているとか、その内容について情報交換するというをやっているというところでございます。

○教育支援課長 生活面も含めて、全ての面を考慮した教育、こういった取り組みに関してどのように考えているかということでございますが、放課後子どもひろばと私どもが行っています放課後等学習支援、こちらにも書かれていますように、同じ小学校の中で、同じ時間帯で、対象となる学年も同じである。ただ、一方は子ども家庭部が所管し、そのお子さんの放課後の居場所としての意味合いが強く、また一方、私どもが行っているものにつきましては、学習面に課題のあるお子さんに対して、より基礎的な学力をしっかりと定着させようといった狙いがございます。

どちらも、子どもにとって、また保護者にとってより有益な取り組みとなるように、両者がしっかりとそういった問題点というか、また、同じ対象のものをお互いに取り合うというか、重複するような事業というようなことがないように、まさにコラボレーションで事業が展開できるように、より内容の精査をしていく、そういった考え方で今後、両事業を見直し

ていこうというように考えているところでございます。

○教育指導課長 教育指導課長でございます。

先ほどの今野委員のお話とも関連するのですけれども、私どもの教育指導課の立場で子ども家庭部と今年度調整したことを少しご紹介します。就学前教育の、特に教育のコアの部分を充実させていくということで、幼稚園、こども園、保育園、形にとらわれることなく、その教育の中身を支援していくという必要があると考えています。そういったことで、今年度から、こども園、それから保育園の園長を対象としたコアの部分の保育・教育課程説明会というものを子ども家庭部が主催で開催していますが、そこに私ども教育指導課が出向いて、中身については、直接説明するという機会を設けています。

それから、さらに個別にこども園、幼保連携型ではない保育所型のこども園についても私どもが支援するという形でヒアリングの相談に、今年度からそういった仕組みをつくったといったことでございます。

○白井委員 今、教育指導課長のほうから具体的な取り組みということを御報告を受けたので、大体、私が望んでいるような形の、一応政策として実行されているのだということの一端はわかりました。

今、一応就学前の子どもという話でお聞きしましたけれども、今度、就学後の区分に関しては、何かそのような連携の取り組みとかを企画しているとか、そういうものとか、アイデアでもいいのですけれども、そういうのがありましたら教えていただければと思います。

○教育指導課長 これは、教育ビジョンにも掲げておりますけれども、就学前教育と小学校との連携、それを高めて連携を強くしていこうということで、今年度、就学前教育との連携のためのカリキュラムづくりを行っています。一定の成果がまとまりますので、その結果をもとに来年度、それから再来年度、平成25年度、26年度と2カ年にわたってモデル校を位置づけまして、連携について、今年作ったカリキュラムのもとに実践しながら課題を整理して、その結果を全ての小学校、それから就学前のそれぞれの幼稚園、こども園等に周知していく、共有化していくというような取り組みを今考えています。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

○白井委員 では、もう一つ。そうすると、今大体、就学前の部分のところ、子ども家庭部と教育委員会の連携という部分はかなり政策としてなされていると。それで、それが就学に結びつくような就学プログラムもなされていると。では、今度、就学後の、例えば小学校に入った後の放課後子どもひろばという部分に関しては、先ほど、とりあえず子ども家庭部と

事業は重ならないけれども、目的としては同じような形でなされているという答弁がありまして、そうしますと、今度は、そこにまた教育指導課のほうとの連携が教育委員会内でもっと強く何かできれば、もっと放課後が充実するかなというように思うのですが、いかがでしょうか。

○**教育支援課長** 今は、事業がそれぞれ展開が違う中で実施している、そこに関しての課題というか、すり合わせがまだ十分にできていない段階でございますので、まずその制度的なものをしっかりと整理をいたしまして、その中に、教育委員会として教育的な配慮、これをどのようにその事業化の中で生かしていけるのか、それは十分検討させていただきたいと思っています。まだ、具体的な内容についてはこれからということでございます。

○**教育指導課長** まだ私の私案ですが、今検討しなければいけないなと感じていることは、白井委員がおっしゃっています保護者会へのアプローチの仕方というのでしょうか、さまざま教育課題、いじめの問題、それから子どもの生活習慣の問題、それからネット関係、そういったさまざまな教育課題を保護者と共有化していく必要性がますます出てきていることです。これは、教育支援課のPTAとの関係もあると思うのですけれども、その辺を、学校の保護者会の教育課題のテーマがどのようなものであるか、そういったものも教育委員会でもある程度集約しながら、場合によってはそのアプローチの仕方について助言をしていくとか、そういった方向が必要なのかなというようなことを、指導課内部で話題にしています。

○**菊池委員長** 非常に多岐にわたって、大きな問題です。今初めて、幼稚園、幼児保育の問題が、この関連法案ができて、全体的に俯瞰して今野委員が言われたような幼児教育というのを見つめ直していくときがやってきたのだらうと思います。今までこういう話題は、教育委員会では余りなされなかったことだと思いますので、これからいろんな問題が出てきて、それをどのようにしていくかというのは、今後いろんな意見が出て、それを教育委員会で審議して、やはり親のニーズも取り込みながら、きちんと教育委員会としてやっていくという形になっていけばいいと思います。

遅いといけないという羽原委員の意見がありましたけれども、具体的に言うと、ニーズ調査というのがなされるのが第一歩だと思いますが、これは、やり方はもう国から下りてきているのでしょうか。そして、一応1年かけてやるということになっているというように我々には知らされておりますけれども、そのような感じで1年かけてやるということによろしいでしょうか。

○**学校運営課長** やり方といたしますか、1つの調査の設問等の例は下りてきてございますが、

それでやりなさいということではなくて、あくまでも新宿区に合った、実情に合った設問を考え、その中で調査をしていくということでございます。そこらあたりも含めて、今後早急に検討して進めていくというものでございます。

また、1年かけてかというところでございますが、これはできるだけ早急に設定して実施していく。したがって、結果もできる限り早く出していくということで、丸々1年間までずっと猶予はあるかという、そういうことでもないわけですが、姿勢といたしましては、できるだけ早急ということでございます。具体的には、夏以降にそういったニーズ調査を実施。取りまとめとしては、年内あたりを、12月あたりを目途に考えているというところでございます。

○菊池委員長 そのぐらいのスピード感ならと思いますけれども、そのニーズ調査の内容については非常にいろいろな問題が含まれておりますので、それもやはり子ども家庭部と非常に連携し合って、教育委員会も関与してやっていくということによろしいでしょうか。

○羽原委員 若干、僕の認識と委員長の認識は違う。というのは、既に新宿区はこども園化するという大方針はもう何年前のことです。

それから、昨年1年間、幼稚園をこども園化していこうという、既に行政的な動きがあるわけです。そのための基礎的な資料、データ、これは教育委員会は持っている。もう一回、国なり都の指示で調査をする必要はありましようが、しかし、現場的にはもうわかっているから、去年の構想を出して区民に説明をしたわけです。そういう積み上げの中に国の3法というものが登場してきて、またそのすり合わせが必要になったと。しかし、今までの区の教育委員会の進め方が、さらにもう少し総合的な形で進められる。既に区が取り組んでいる総合的な部分については改善しながら進める、そういうステップを踏んでいくことはできるわけです。それを、国が方針を出したから、もう一回時間をかけてというようなことではないという僕の認識です。もう既に動いている。反対も出ている。国からの新しい方針も出て、これは民主党政権からかわってきたことによっていろいろ変化が生じているわけですが、その調査が必要だけれども、この3法もそんなに特異なものでないわけで、それをにらみながら教育委員会事務局がやってきているはずだから、これからの課題であるというようにしないで、もっと前からの継続性のあることをどのように改善して取り組んでいくかというようにしないと、またゼロからのスタートみたいなことになると、先ほど言ったように区民のニーズというものからどんどん遅れてくる、そのことを僕は申し上げた。

そのことが1つと、もう一つ、ちょっと話題が変わりますが、トイレの問題、僕は前にも

洋式トイレの話聞いて、もう少し進んでいるように聞いていたつもりだったんだけど、また今年1年かけてもまだこのくらいなのかと。今の子ども、ほとんどは洋式だと思うので、洋式のトイレになれた子どもたちにとっては非常に辛い思いがあるのではないかと。僕は両用時代だからいいけれども、今の小さい子どもたちは、このスローピッチで、あと数年かかってやっと100%みたいなことだと、ちょっとまずいのではないかと。これはそう高いコストではないのではないかと。もしビジョンでこういうことがうたわれて、僕らもそれをオーケーしていたとすれば申しわけないと思いますが、もうちょっとピッチを上げるすべをぜひ考えてもらいたいと、これも要望しておきたい。

○**学校運営課長** まず、前段の部分でございますが、もともと区立幼稚園のあり方の見直しにつきましては、この3法の法の趣旨と同じといいますか、より良質な成育環境を保障するという3法の趣旨と、我々の幼稚園のあり方見直しの根本の目的といいますか、そういった部分が、教育効果を高めるための集団規模と効果的な園運営というところで方向的には同じであると思っておりますので、委員が御指摘のように、まるきり何もないところから始めるということではございません。これまでのそういった我々の取り組みを土台としつつ、そういったニーズ調査も十分参考にしながら進めていくといったことでございます。

また、トイレでございますけれども、トイレにつきましてはこの間進めてきたわけでございますけれども、我々の中で非常に足りないのではないかと。といった認識は持っております。現在の中で、学校の要望をもとに、これまでトイレの洋式化を進めてまいりました。学校によって生徒数、それから、それに対する便器の数等を勘案しながら進めてきてございまして、今後、この6割というラインをまたベースにしながら、その後のことは考えるわけでございますが、現在のところ、緊急にどうしても足らなくて困っているといった声は現場からは聞こえてきてはございません。ただ、今後そういったことも含めて、現場の声も聞きながら進めてまいりたいという認識は持っております。

○**菊池委員長** ほかに。

○**白井委員** 議会のほうでも、体罰といじめについての御質問が出ていたみたいですが、6ページのところの答弁の中で、一応今年度、1月末、体罰と認められるものはないけれども、不適切だというような情報はあったと。それに対して、指導が不適切と確認されたものについては指導して改善がなされているという答弁がなされておりますけれども、まず、質問1は、指導が不適切と確認されたものというのは具体的にどんなものかということ。

第2に、教員と校長に厳しく指導という形をしていますけれども、その指導というのは具

体的にどのような内容だったのかということ。

それから、第3に、そもそも不適切だというふうに言われた教員の認識というのはどういうものだったのかという部分の3点について、お聞きします。

○教育指導課長 教育指導課長でございます。

まず、不適切なものの中身でございますが、主に教員の言葉です。子どもたちに使う言葉遣いです。いわゆる圧力をかけるようなこと、例えば成績をもち出して、信頼関係に基づいた適切な言葉ではなくて、誤解を生んでしまうような発言をしてしまうといったものです。今回7件というお答えをしていますけれども、そういった中身が多いと言えます。その教員の指導に対する不満を教育委員会に直接保護者の方からいただくこともありますし、学校が保護者からそういったクレームをいただいているという校長からの報告もあります。それを受けて子どもたちに対する、ある特定の子どもに対する精神的な圧力というようなものがある場合には教育委員会が直接教員に指導するといったことになります。

その指導の中身を少しお話ししますと、まず、なぜそんなことをしたのかと問いながら、重要なことは教員にとって信頼関係であることなどを指導してまいります。

以前、この場でもお話をしたことがあるかもしれませんが、人は、信頼する者とか尊敬する者、それから好きな人、そういったものからだんだん価値観を学んでいきます。それが発達段階が上になればなるほど、そういった傾向が強くなっていきます。ですから、どんなに立派なことを言っても、信頼関係がない教員の言葉はなかなか心に響いていかないことになりますし、逆に、教員の言葉が子どもたちに響いていかないために、幾ら言っても言うことを聞かないことになります。悪循環になってくるのです。言うことを聞かないために、また言葉が厳しくなっていく、そして、その厳しい言葉で、また信頼を失う。そういった客観的に自己を見つめるための指導を私から、聞き取りながら一人一人に対して行っています。

その中で体罰として認められたものについては一旦、教育委員会としてもそういった口頭注意をしますけれども、都の教育委員会のほうに報告をします。そして都の教育委員会は都の教育委員会でそれぞれをまた調査することになります。報告に基づいて調査をして、個別に面談もいたします。その結果、処分がなされたり、今回のような措置というのがされることもある。措置というのは、口頭注意とか文書での注意ということになるわけですが、それが出るまでに大体5カ月ぐらいかかりまして、その結果が出たところで、改めてまた教育長から口頭の注意をすることになります。

教員の認識については、やはり言われるまでなかなかわからなかったという方も、中には

います。わかっていながらという方もいますし、やはり、この答弁でも申し上げたのですけれども体罰、特に暴力に対する甘さというのが男性の教員には比較的多いというように思われます。御自身が体罰を受けて育ってきたという教育環境もありますし、また、真剣に叱るといいますか、真剣に叱ることが手が出ることというような、そういった錯覚を持っている方も中にはないわけではないと言えます。体罰が悪いものであるという認識は持ちながらも、厳しく叱ることの行為の一つとして行ってしまったというような認識があったようです。それらを厳しく改めてもらうといったことで、その後の教育活動に、今現在はきちんと向かっていただいているというように認識しています。

○白井委員 今のお話を聞いていても、やはり指導不適切というように言われた教員という人の問題となった事案というのは、体罰とはいかないけれども言葉の暴力的な、いじめのほうとまた関係するようなどころもあると思うのですけれども、それに対してやはり答弁では、津市の提言の中で、教員への提言として教師自身の感性を磨くということが重要だというように認識しているという答弁がなされています。その感性を磨くための実践的な研修内容というようなものというのは、どのような形で行われているのでしょうか。行われていないとしたら、その予定でもお聞きしたいと思います。

○教育指導課長 意識を高めていく、感性を磨いていくための研修会。感性を高めていくための研修会というよりは、体罰が禁止されていることの認識を高めていくための研修会と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、その研修会はたくさんの機会で行われています。集合研修であれば初任者研修、転入者については転入者研修、それから10年経験者研修、また、校長会、副校長会。校長会、副校長会は、最低、学期1回に必ず厳しく、体罰を含めた服務事故防止のための研修会を行っています。

各学校においても、服務事故防止月間が年2回ありますから、その都度お話をしますし、それから、東京都教育委員会が作成しています「人権プログラム」という冊子がございます。これはかなり分厚いものですが、その中から、日ごろの自分の指導を見直す機会、そういったチェック項目などもあって、そういったものを活用しながら、各学校で体罰禁止についての意識を高めています。

今回は特に、臨時の中学校長会、小学校長会をそれぞれ別に開きました。夕方5時から集まっていただきまして、約2時間ほどで、今回のさまざまな体罰にかかわる事件と申しますか、亡くなった子どものその事件にかかわるようなお話をさせていただいたのと、それから、やはりこれも大手の新聞社の世論調査で、ここにも書きましたけれども、約4割で、特に男

性については5割を超える方が一部、体罰を容認している実態があることを話しました。女性はそこは非常に少なく3割程度だったと思いますが、男性の中には、やはり自分の育ってきた教育環境を振り返ったときに、体罰をどうしても容認してしまうような、そういったものがやはり風土としてあるのではないかと言うことです。

でもたとえ、長く体罰が容認されていた時代はあったかもしれないが、学校教育法の11条、これが昭和22年に定められてから体罰は確実に禁止されたことの重みを強く認識する必要があると考えます。国によっては、韓国ですとか、シンガポールとか、アメリカの一部の州では一部容認されている国もあるわけですが、それは法で定められているからであって、日本は確実に法の中で禁止されているものだと、その意識がやはり日本人の中に、もしかするとまだまだ低いのではないかと。そういったお話を各校長にさせていただきました。

そのお話を各学校で確実に教員に伝えてほしいと。やはり日本は法治国家であり、民主国家である以上は、法に定められたことの重みというのが、まだまだ甘いのではないかと。ですから、もし体罰を行うということであれば、それは教員自身が自ら法を破っていいと、法より大事なものがあるみたいなことを子どもたちに教えることにつながるのではないかと、そういったお話もさせていただきます。

ただ、感性を磨くというのはなかなか難しいことではありますけれども、自分の育ってきたことも含めて振り返る必要があって、それは教員にとってはある意味苦しいことなのかもしれないと考えます。自分の尊敬する教員の、その指導を否定することにもつながるでしょうし、それぞれの教育観はあるのですけれども、改めてもう一度振り返る必要があるのでしょうか、そのきっかけにしましょうという話をさせていただきます。今後も、機会あるごとに、そういったお話をさせていただこうと思っています。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

○白井委員 はい、ありがとうございます。

○菊池委員長 非常に多岐にわたって、今後、教育委員会でどんどん検討していきたい話題ばかりだったと思いますが、今日は報告1は、このぐらいにしたいと思います。

では、報告1の質疑は終了させていただきます。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方は、どうぞ。

いかがでしょうか。

○白井委員 それでは、感想だけ。団体のほうの部分で、やはり吹奏楽部とか家庭部とか、余り主要科目ではないと言われている、先ほど出ていた感性を養うというような部分ですばら

しい成果を上げているということについて、大変誇らしく思います。

○菊池委員長 では、ほかに御質問がなければ、報告2の質疑は終了させていただきます。

次に、報告3について、御質問のある方はどうぞ。

特にありませんか。

[はいの発言]

○菊池委員長 では、報告3の質疑は終了します。

次に、報告4について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

これも特に問題ないかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

[はいの発言]

○菊池委員長 では、ほかに御質問がなければ、報告4の質疑は終了します。

次に、報告5について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○今野委員 院内学級の関係ですけれども、これまでは新宿養護学校の訪問学級での対応とあわせて院内学級をつくって指導すると、すばらしいことだと思いますが、具体的にはどのような対応をそれぞれで行うことになるのでしょうか。

○学校運営課長 これまでは、新宿養護学校で、東京女子医大も含め、慶應義塾大学、あるいは国立国際医療センター、あるいは東京医科大学、社会保険中央総合病院等、それぞれ対応してきてございます。小学生、中学生ともにでございます。

今後は、東京女子医科大学病院につきましては、小学生につきましては、原則として、この院内学級で対応していくということにしていこうと考えてございます。中学生については、これまでどおり新宿養護学校の訪問学級で対応するといった考えで進めております。

○菊池委員長 今までは、その大きな病院に教員が派遣されて教育をしていたということでしょうか。

○学校運営課長 訪問学級につきましては、病院等の御相談、あるいは保護者等の御相談に基づきまして、新宿養護学校に転学の手続きをしていただいた上で、それぞれ教師を派遣するということでございます。

これまでの実績等で言えば、東京女子医科大学は2人から5人程度、慶應大学につきましては1人から、多いときは10人と、国立国際医療センターについても、四、五名程度はそういった実績で実施しているものでございます。

○羽原委員 これは女子医大の病院の患者の子どもたちだけですか。

○学校運営課長 そうです。

○羽原委員 慶應とか国立医療センターは、どういう対応となりますか。

○学校運営課長 そういった病院につきましては、今後も新宿養護学校の訪問学級で対応していくということでございます。

○羽原委員 医療センターは近いけれども、通うという趣旨はないですね。

○学校運営課長 この院内学級につきましては、それぞれ設置校、それから実施場所等、東京都に届け出る形で設置をしていくものでございまして、現時点においては東京女子医科大学病院のみということでございます。

○教育長 女子医大だけではなく、新宿にはそういう大きな病院があって、本当に学校にずっと行かないままとなってしまう子どももいるわけですが、院内学級ができていないのは、どういうことでなかなか設置ができないのかということの説明してください。

○学校運営課長 この院内学級につきましては、先ほども申し上げましたように、転学の手続が必要ということでございます。もとの学校から転籍することになりますと、履歴の関係で当然、余丁町小学校という履歴が載ることにもなります。したがって、そのあたりを敬遠される方もいるのではという推測と、あるいは手続の煩雑さというものもあるのかもしれないというように考えてございます。

あくまでも、これは保護者の方の考えによるとは思いますが、本来であれば原籍校のまま転籍しないで院内学級を受けられればいいのですけれども、制度的に転籍といいますか、転学をしないとこういった制度が使えないという状況になっております。そういったところが一番大きな点だというふうに考えてございます。

○教育長 なぜ院内学級が、例えば医療センターとか慶應病院で同じようになかなかできない理由はどういうところにあるのか、説明してください。

○教育指導課長 教育指導課長でございます。

人事を担当している私どもの課に関係がありますので、お話をさせていただきます。

院内学級に第一に必要なのは、設置場所です。今回は、東京女子医大自身が院内学級をつくりたいという思いが非常に強く、自前で自分達の病院内に院内学級のようなものがないかと検討していたということです。しかし進めてみると一番ネックとなったのが教員の確保ということでした。専門性のある教員をどう確保していくのかということが、これがネックになるわけですが、実は日本中ほとんど、この制度がやはりまだまだだろーと思えます。

今回中心になっている東京女子医大の病院の先生にお話を聞いたところ、アメリカから帰

って来て、やはりアメリカの院内学級と日本の院内学級では相当差があり、日本の院内学級を何とかしなければいけないというような強い思いになったそうです。

東京都の中にも、院内学級が幾つかあるのですけれども、教員の確保が非常に難しい状況があります。先ほど学校運営課長からの説明もありましたが、院内学級がたとえできて、4月1日の段階で児童・生徒が確保できなければ、教員は基本的に配置されないのですね。

東京都の人事部と私どもも何度かやり取りをしているのですけれども、ここは特別支援学級「病弱」という種別になるのですが、固定学級という扱いですから、知的障害学級と同じような基準になっています。1学級8名までということになりまして、1学級、学級ができると、つまり子どもがいると、学級数プラス1名。ですから、8名までの間で2名の教員が配置されることとなります。ただ、3名に満たないとき、つまり1名か2名のときには1名しか配置されないという基準が東京都にございます。

4月1日の段階で、入院している子どもを確保することは、実はなかなか難しい。どうしても、入院の期間というのは、ある程度の一定の時期を長いこと入院するというのを考えると、夏休み前後が非常にふえていって、4月1日の段階では自分の在籍学校にすることが多く、そこで継続して入院する子どもたちを、なかなか確保できないということがあります。

ですから、副籍制度を逆に利用できないものかと考えます。つまり現在の制度では、院内学級に入りたいと考える児童は余丁町小学校に転籍、転校する必要があります。しかし、もとの学校とのつながりをつないでいくことがこの子たちにとって大きな課題になりますから、もとの学校との関係をつくっていくためには、今度はもとの学校が特別支援の関係では副籍校になるわけです。つまり、副籍という関係でいるわけですが、この原籍、副籍を逆転させることができれば、子どもにとってはとてもいいこととなります。転校せずに、副籍という形で余丁町小学校の院内学級に入れるという形がとれば本当はいいのですが、今の時点では、なかなかそういった整理が国なのか都なのか、配置基準の中では、そういったところが難しいところがあるといったところです。

教育長のお求めの答えになっていたかどうかわかりませんが、人事面での問題がまだあるということです。

以上です。

- 教育長** 指導課長が、人事面からもそうですし、多分、副籍校の関係は結構大きな話です。卒業証書がどこで出るかというところなのです。卒業証書は余丁町小学校でもらう、そこで終われば余丁町小学校でもらうという話になります。

ですから、それが、例えば自分の郷里の友だちの大勢いる学校で終わることができればいいけれども、やはり国費が入っていて、いろいろ金の動きがあって、誰が誰の金を持つかというような話もこれにはあって、副籍校というのがなかなか望むようにうまくいかないというのが結構、院内学級ができない、要するに生徒が集まらないということになってくる。生徒が集まらないというのは、やっぱり本籍校がどこなのかという、この卒業証書はどこでもらえるのか、というようなところ、そういうような大きなところ、何か縁が切れてしまうみたいに思ってしまう。新宿の学校に移ってしまうと、縁が切れてしまうというような、そういうことが、そういうナイーブな気持ちが結構なかなか難しいことにさせているのかなというように、私は指導課長から話を聞いて思っています。

なかなか制度の壁は乗り越えるのは難しいのかもしれないけれども、ここは女子医大の実績を一つ一つ積み重ねていきたいというように思っているところです。

以上です。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 それでは、ほかに御質問がなければ、報告第5の質疑を終了します。

次に、報告6について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 これは、どのぐらいの期間するのですか。

○学校運営課長 食べられないものについては、当然これは故障するまでそれは備蓄はできるわけですが、ビスケット等については一定の賞味期限がございますので、そういった賞味期限が切れれば交換はしていくということ、数年間の賞味期限の後は交換ということにはなると考えてございます。

○羽原委員 賞味期限は印字してあるけれども、基準はないのですか。つまり、1年間はとか2年間はとか、そういう基準はないのか。備蓄する以上、一定の期間が想定されていなければならぬでしょう。

○学校運営課長 そのあたりにつきましては、もともと新宿区の避難所には、区民の一定の避難用の食糧として備蓄物資が配備されてございます。それに加えて、今回はこの生徒留置き用ということで備蓄をするということでございまして、期間という意味であれば、今後1年、2年という決めをしているわけではございませんが、今後、可能な限りこの体制ですべて備蓄については準備をしていくという意味でございます。

○羽原委員 その期限が切れたものは、どうするのですか。

- 学校運営課長 そのあたりにつきましては、例えば学校で実施する何かのさまざまな行事、あるいは防災キャンプ等で活用が可能であろうと考えてございます。
- 羽原委員 そこで僕は不思議に思うのは、運動会があるから食べてしまうという意味だと、備蓄にならない。賞味期限が切れたとか、備蓄以来どのぐらいの期間がたったからもういいということがないと、次の年度の更新したときの予算措置もできないでしょう。何か説明がよく理解できない。
- 教育調整課長 震災時の留置きの備蓄物資でございますので、今後ずっとこの数量のものは学校に備蓄をしていくという考え方でございまして、この中でビスケットと飲料水については賞味期限がありますので、そのタイミングで更新をして、また予算措置をして購入するということになります。
- その場合に、このビスケットや飲料水については賞味期限が切れる直前、その前の年、そのタイミングがいろいろありますけれども、直前に学校の避難訓練等の行事等で使っていく。そういうことで、無駄にはしないようにというのがこれまでの考え方でございます。
- 学校運営課長 更新期限というのは、ビスケットについては5年ということで、例えば前年度の期限のところを捉えて更新する。更新する前に、そういった行事等で使っていくということでございます。
- 菊池委員長 よろしいでしょうか。
- ほかに、御質問がなければ、報告6の質疑は終了します。
- 次に、本日の日程で「報告7 その他」となっていますが、事務局から報告事項がありますか。
- 教育調整課長 特にございません。
- 菊池委員長 報告事項は以上で終了いたします。

◎ 閉 会

- 菊池委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。
-

午後 3時44分閉会